

内閣参質二一〇第八〇号

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員小西洋之君提出薬価の中間年改定の在り方等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出薬価の中間年改定の在り方等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「薬価の緊急引上げの実施又は・・・交付金等による一時的な財政支援を実施する必要がある」、「来年度の中間年改定については・・・薬価調査後の市況の変化等を反映する必要がある」及び「来年度に予定されている薬価の中間年改定・・・については、一時的に中止する必要がある」との御指摘について  
は、政府としては、令和五年度薬価改定に向けて、令和四年度の医薬品価格調査の結果や厚生労働省の  
「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」における議論も踏まえつつ、中央社会保険医療協議会において、令和四年十月及び十一月に実施した関係団体からのヒアリングの結果も踏まえて検討してきたところ、同月十六日に内閣官房長官、財務大臣及び厚生労働大臣の間で合意した  
「令和五年度薬価改定について」において、同改定について「急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う」とされたところであり、これを踏まえ、同改定を行うこととしている。